

第13回 議会改革推進協議会 会議録（要点）

日時：3月15日（火）14：43～17：09（15：4から10分間休憩）

場所：市役所4階 第1委員会室

出席者：全議員

書記：山盛さちえ・近藤裕英

1 協議事項について

（1）政務活動費の法整備について

・手引きについて

「議長を経由して、市長に提出する。ただし、議長不在の場合は事務局長を経由して市長に提出する」に改める。その他、内容に影響しない微調整あり。

（2）議案質疑について

・質疑の回数について

i 「申し合わせ」2回以内＝賛成者9人

ii 「会議規則」2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。＝賛成者9人

i ii 同数のため座長裁決で、ii 「会議規則」とし、申し合わせも訂正する。

・事前通告制の是非について

通告していない議員かつ当該議案が付託される委員会に所属していない議員の質疑を可能にすることを全会一致で決定し、6月議会から試行する。試行実施については、文書化し、議会運営委員会で確認する。通告外で質疑できる議員はi案とする。

i 同一会派議員から1議案1回のみ＝賛成者10人

ii 同一会派に限らず1議案1回のみ＝賛成者8人

通告内容が他の議員と重なった場合、視点（角度）を変えて質問をしてもよい。

・通告期限について

通告締切日は、一般質問最終日の午後5時であり、延長するかどうか協議した結果、現状どおりとする。

・自己の意見を述べるできない点について

議員必携に「自己の意見とは、討論でいう賛否のことを意味する」とあり、質疑者の意見や考えを禁止するのではない。誤解を生まないため議員必携の内容を申し合わせに表記するかどうか協議した。結果は、現状において自己の意見（賛否ではない）を織り混ぜた質疑もあるが、議長は制止していないので、記載せず現状どおりとする。

（3）議会人事について

・審査会等への委員選出及び報酬については、会派に持ち帰り。

2 その他

次回開催日 4月22日 午後2時より

今後の協議項目

議長選挙について（所信表明の制度化）は、開会議会に間に合わせたい。

以上